令和８年　第 15 回　福岡市東区選挙管理委員会

令和８年 10 月 31 日（土）

【　議　題　】

１　議案第 70 号　　選挙人名簿から抹消する者について

２　議案第 71 号　　選挙人名簿に登録する者について

３　議案第 72 号　　福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

４　議案第 73 号　　福岡市長選挙における投票立会人の選任について

５　議案第 74 号　　福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

６　議案第 75 号　　福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

＜ 次　回 ＞

委員会　　令和８年 11 月１日（日）午後６時 00 分～

議案第 70 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年 10 月 31 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　抹消する者の数		724 人
内訳	死亡者	92 人
	市外転出者	632 人
２　抹消する者の氏名等		別紙のとおり
３　抹消年月日		令和８年 10 月 31 日

（根拠）

・公職選挙法第 28 条第１号及び第２号の規定による。

（登録の抹消）
第二十八条
　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
二　前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
三　第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
四　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。
※前条第一項の規定
（表示及び訂正等）
第二十七条
　（一部略）市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

参考①

令和８年10月31日　投 票 区 別 抹 消 者 数 一 覧

投票区		死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出第一	1	1	2	12	8	20	13	9	22
2	馬出第二	0	0	0	8	5	13	8	5	13
3	箱崎第一	2	0	2	11	9	20	13	9	22
4	箱崎第二	3	0	3	11	14	25	14	14	28
5	箱崎第三	0	1	1	2	5	7	2	6	8
6	筥松第一	1	0	1	18	18	36	19	18	37
7	筥松第二	0	1	1	15	16	31	15	17	32
8	筥松第三	1	2	3	13	9	22	14	11	25
9	松島第一	0	0	0	10	4	14	10	4	14
10	松島第二	1	0	1	4	4	8	5	4	9
11	名島第一	3	3	6	5	11	16	8	14	22
12	名島第二	0	2	2	7	4	11	7	6	13
13	千早	0	0	0	10	9	19	10	9	19
14	千早西	0	2	2	8	5	13	8	7	15
15	香陵	0	0	0	5	2	7	5	2	7
16	香椎浜	2	2	4	4	8	12	6	10	16
17	城浜	0	0	0	0	5	5	0	5	5
18	舞松原第一	1	0	1	4	2	6	5	2	7
19	舞松原第二	1	1	2	4	5	9	5	6	11
20	若宮第一	0	0	0	4	3	7	4	3	7
21	若宮第二	2	0	2	4	1	5	6	1	7
22	香椎第一	2	2	4	11	8	19	13	10	23
23	香椎第二	2	1	3	13	12	25	15	13	28
24	香椎下原第一	1	0	1	4	3	7	5	3	8
25	香椎下原第二	1	1	2	14	15	29	15	16	31
26	香椎東第一	0	0	0	12	7	19	12	7	19
27	香椎東第二	1	0	1	5	6	11	6	6	12
28	香住ヶ丘第一	2	3	5	11	13	24	13	16	29
29	香住ヶ丘第二	1	1	2	2	0	2	3	1	4
30	和白第一	1	1	2	11	7	18	12	8	20
31	和白第二	1	2	3	5	3	8	6	5	11
32	三苫	1	3	4	4	6	10	5	9	14
33	奈多第一	3	3	6	6	7	13	9	10	19
34	奈多第二	0	1	1	2	1	3	2	2	4
35	美和台第一	1	1	2	5	7	12	6	8	14
36	美和台第二	1	3	4	8	5	13	9	8	17
37	和白東第一	0	3	3	8	5	13	8	8	16
38	和白東第二	1	0	1	9	1	10	10	1	11
39	西戸崎第一	0	2	2	4	4	8	4	6	10
40	西戸崎第二	0	0	0	1	0	1	1	0	1
41	志賀第一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	志賀第二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
43	志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	照葉第一	0	0	0	9	8	17	9	8	17
45	照葉第二	0	1	1	5	2	7	5	3	8
46	多々良第一	2	2	4	13	10	23	15	12	27
47	多々良第二	0	1	1	9	6	15	9	7	16
48	八田	3	1	4	2	1	3	5	2	7
49	青葉第一	1	0	1	5	6	11	6	6	12
50	青葉第二	1	0	1	3	2	5	4	2	6
合計		44	48	92	340	292	632	384	340	724

議案第 71 号

選挙人名簿に登録する者について

令和８年10月31日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和８年10月31日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　登録する者の数　　2,231人

２　登録する者の氏名等　　別紙のとおり

３　登録年月日　　令和８年10月31日

（根拠）

・議決　公職選挙法第 22 条第３項の規定による。

第二十二条第三項（登録）

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(略)が定める日現在(略)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

※　登録される資格を有する者

第二十一条第一項（被登録資格等）

選挙人名簿の登録は，当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

参考②

選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 調 べ

投票区		令和8年10月20日現在数 登録者数			令和8年10月31日 抹消			令和8年10月31日 登録			移替 抹消			移替 登録			令和8年10月31日 登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出第一	2,735	3,112	5,847	13	9	22	33	34	67	7	7	14	7	3	10	2,755	3,133	5,888
2	馬出第二	2,237	2,389	4,626	8	5	13	17	29	46	2	5	7	4	4	8	2,248	2,412	4,660
3	箱崎第一	2,727	3,175	5,902	13	9	22	44	34	78	8	15	23	5	8	13	2,755	3,193	5,948
4	箱崎第二	3,149	3,127	6,276	14	14	28	30	35	65	4	5	9	2	3	5	3,163	3,146	6,309
5	箱崎第三	2,783	3,272	6,055	2	6	8	33	17	50	5	8	13	4	3	7	2,813	3,278	6,091
6	筥松第一	3,082	2,787	5,869	19	18	37	41	30	71	7	6	13	3	2	5	3,100	2,795	5,895
7	筥松第二	3,897	3,985	7,882	15	17	32	50	41	91	5	8	13	5	10	15	3,932	4,011	7,943
8	筥松第三	3,251	2,965	6,216	14	11	25	31	28	59	10	9	19	15	14	29	3,273	2,987	6,260
9	松島第一	3,097	2,623	5,720	10	4	14	24	28	52	4	6	10	11	8	19	3,118	2,649	5,767
10	松島第二	3,366	3,457	6,823	5	4	9	22	18	40	2	2	4	1	1	2	3,382	3,470	6,852
11	名島第一	4,570	5,016	9,586	8	14	22	30	31	61	7	3	10	1	4	5	4,586	5,034	9,620
12	名島第二	1,969	2,166	4,135	7	6	13	31	26	57	3	3	6	5	6	11	1,995	2,189	4,184
13	千早	4,137	5,183	9,320	10	9	19	53	56	109	0	3	3	0	3	3	4,180	5,230	9,410
14	千早西	3,697	4,448	8,145	8	7	15	30	23	53	4	4	8	3	6	9	3,718	4,466	8,184
15	香陵	2,198	2,630	4,828	5	2	7	15	10	25	0	1	1	2	2	4	2,210	2,639	4,849
16	香椎浜	2,906	3,761	6,667	6	10	16	17	16	33	0	4	4	1	3	4	2,918	3,766	6,684
17	城浜	934	1,456	2,390	0	5	5	2	3	5	1	2	3	3	1	4	938	1,453	2,391
18	舞松原第一	1,780	2,047	3,827	5	2	7	14	9	23	1	0	1	0	0	0	1,788	2,054	3,842
19	舞松原第二	2,209	2,667	4,876	5	6	11	23	25	48	1	1	2	2	2	4	2,228	2,687	4,915
20	若宮第一	2,442	2,683	5,125	4	3	7	19	14	33	2	3	5	3	5	8	2,458	2,696	5,154
21	若宮第二	1,410	1,488	2,898	6	1	7	29	14	43	2	1	3	0	0	0	1,431	1,500	2,931
22	香椎第一	2,842	3,175	6,017	13	10	23	17	20	37	5	5	10	6	2	8	2,847	3,182	6,029
23	香椎第二	2,552	2,990	5,542	15	13	28	27	40	67	5	5	10	3	7	10	2,562	3,019	5,581
24	香椎下原第一	1,690	1,634	3,324	5	3	8	18	16	34	1	1	2	1	2	3	1,703	1,648	3,351
25	香椎下原第二	4,784	4,363	9,147	15	16	31	51	38	89	4	5	9	4	8	12	4,820	4,388	9,208
26	香椎東第一	2,971	3,199	6,170	12	7	19	31	21	52	2	2	4	8	4	12	2,996	3,215	6,211
27	香椎東第二	2,390	2,683	5,073	6	6	12	12	15	27	1	4	5	2	3	5	2,397	2,691	5,088
28	香住ヶ丘第一	4,718	4,629	9,347	13	16	29	55	42	97	12	12	24	8	6	14	4,756	4,649	9,405
29	香住ヶ丘第二	2,374	2,749	5,123	3	1	4	15	19	34	3	2	5	3	6	9	2,386	2,771	5,157
30	和白第一	2,505	2,634	5,139	12	8	20	29	30	59	4	3	7	12	8	20	2,530	2,661	5,191
31	和白第二	2,790	3,247	6,037	6	5	11	23	22	45	8	5	13	2	3	5	2,801	3,262	6,063
32	三苫	3,597	3,901	7,498	5	9	14	25	25	50	3	6	9	1	2	3	3,615	3,913	7,528
33	奈多第一	2,366	2,667	5,033	9	10	19	17	23	40	2	4	6	3	2	5	2,375	2,678	5,053
34	奈多第二	1,171	1,359	2,530	2	2	4	9	5	14	0	2	2	1	1	2	1,179	1,361	2,540
35	美和台第一	2,907	3,347	6,254	6	8	14	17	8	25	2	1	3	3	4	7	2,919	3,350	6,269
36	美和台第二	3,220	3,759	6,979	9	8	17	16	18	34	1	2	3	3	2	5	3,229	3,769	6,998
37	和白東第一	2,606	2,803	5,409	8	8	16	19	18	37	3	1	4	2	2	4	2,616	2,814	5,430
38	和白東第二	2,440	2,672	5,112	10	1	11	18	27	45	1	5	6	1	2	3	2,448	2,695	5,143
39	西戸崎第一	1,775	2,020	3,795	4	6	10	13	8	21	1	2	3	0	3	3	1,783	2,023	3,806
40	西戸崎第二	598	645	1,243	1	0	1	4	2	6	0	1	1	1	1	2	602	647	1,249
41	志賀第一	397	467	864	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	397	468	865
42	志賀第二	65	90	155	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	66	89	155
43	志賀第三	97	104	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	104	201
44	照葉第一	2,556	2,808	5,364	9	8	17	28	24	52	2	4	6	3	3	6	2,576	2,823	5,399
45	照葉第二	2,864	3,178	6,042	5	3	8	35	39	74	1	4	5	3	4	7	2,896	3,214	6,110
46	多々良第一	5,114	4,545	9,659	15	12	27	58	36	94	8	5	13	10	4	14	5,159	4,568	9,727
47	多々良第二	1,003	1,164	2,167	9	7	16	4	8	12	0	0	0	2	3	5	1,000	1,168	2,168
48	八田	2,501	3,114	5,615	5	2	7	13	14	27	2	4	6	5	3	8	2,512	3,125	5,637
49	青葉第一	2,516	2,982	5,498	6	6	12	16	22	38	1	0	1	0	0	0	2,525	2,998	5,523
50	青葉第二	1,914	2,163	4,077	4	2	6	6	4	10	1	2	3	0	0	0	1,915	2,163	4,078
合計		127,899	139,528	267,427	384	340	724	1,165	1,066	2,231	148	183	331	164	173	337	128,696	140,244	268,940

議案第 72 号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和８年 10 月 31 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

別紙のとおり

（根拠）

・議決　　公職選挙法第48条の２第５項による読替後の第38条第１項の規定による。

公職選挙法

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

５　第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合においては、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える（省略)。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

議案第 73 号

福岡市長選挙における投票立会人の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和８年 10 月 31 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第38条第１項の規定による。

公職選挙法
第三十八条(投票立会人)
市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第 74 号

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年 10 月 31 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第37条第２項及び同法施行令第24条第１項の規定による。
・告示　　公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法
第三十七条（投票管理者）
　各選挙ごとに、投票管理者を置く。
２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令
第二十四条（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）
　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）
　市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第 75 号

福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年 10 月 31 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第61条第２項並びに同法施行令第67条第１項の規定による。
・告示　　公職選挙法施行令第68条の規定による。

公職選挙法
第六十一条（開票管理者）
各選挙ごとに、開票管理者を置く。
２　開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令
第六十七条（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）
市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第六十八条（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）
市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定（省略）により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。